

緊急開催！ 36 協定講座

労基署対応「施行直前改正36協定実務対応」

主催 (一社) 大田労働基準協会 (幹事) (一社) 品川労働基準協会 (一社) 三田労働基準協会 渋谷労働基準協会

いよいよ4月1日から改正労基法が施行されます。なかでも、時間外労働の上限規制(大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日施行)は罰則付きで、大企業は待ったなしの状況におかれています。これと密接に関連するのが36協定です。36協定は、様式や記載事項が変わった上、経過措置が規定されているので、いつまでにしたらよいかということが分かりづらいという不安の声が上がっています。特に大企業では、経過措置の対応を、早急に決めなければならない状況にあり、どうしたらよいか困っているとの声も聞かれます。

このような状況を踏まえて、36協定に特化した講座を緊急開催することとしました。労基署にはどのような36協定の届出をしたらよいか、また、労基署は36協定のどこを主としてチェックするかということを知りやすく解説いたします。ぜひご参加下さい。

1. 日時 2019年3月7日(木) 13時00分～16時00分 (受付12時45分～)
2. 講師 森井 博子 氏 (元労働基準監督署長 特定社会保険労務士)
3. 内容
 - ・改正労基法の施行時期と経過措置ー改正された36協定の届出時期
 - ・改正労基法における大企業と中小企業
 - ・改正36協定の締結・届出に関する留意事項ー*36協定で定める期間、特別条項がある場合の様式、チェックボックス、健康福祉確保措置等 *適用猶予・適用除外の事業・業務に就いての36協定の様式
 - ・改正36協定の限度時間延長に関する留意事項
 - ・過半数代表者の要件等に関する留意事項
 - ・改正36協定記載例
4. 定員 30名(先着順)
5. 会場 法人ビル4F研修室 大田区蒲田5-40-1(裏面案内図参照)
6. 受講料 会員4,000円 それ以外の方6,000円(消費税込)
7. 申込方法等 (この案内はPCで、品川労働基準協会と入力し検索してHPから、プリント可)
 - ① 裏面申込書により、品川協会宛にFax(03-3447-2490)して下さい。
 - ② 折り返し、受講番号を記し「受講票」としてFax返信します。講習当日ご持参下さい。
 - ③ 受講料は2月28日(木)までに、下記口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。なお、後日、振込銀行先、振込日等を裏面Faxでお知らせ下さい。

1. みずほ銀行	五反田支店	口座番号	普通	2970474
2. 三菱UFJ銀行	五反田支店	口座番号	普通	0228757
口座名義 一般社団法人 品川労働基準協会 会長 佐野角夫(サノ スミオ)				
振込人名の前に講習会の月日をご記入下さい。(記入例→ 0307 〇〇カイシャ等)				

- ④ 受講の取消: 2月28日(木)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。(振込手数料はご負担下さい)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。

なお、受講の取消しのご連絡が2月28日(木)締切日までない場合も受講料は負担して頂きます。

「36協定」 労務管理講座

FAX 申込書・受講票

受講日の前に、受講料の振込先、金額、振込日等、これに記入し fax でお知らせ下さい。	みずほ銀行五反田支店 (円) 月 日
	三菱 UFJ 銀行五反田支店 (円) 月 日

▲実施日 : 2019年3月7日(木) 13:00~16:00(受付開始12:45~)

▲場 所 : 法人ビル 4階 研修室

申込先 品川労働基準協会 FAX 03-3447-2490

『事業場事項欄』 (この案内はPCで、品川労働基準協会と入力し検索してHPから、プリント可)

会員非会員別	(Oを付して下さい) 品川 ・ 大田 ・ 三田 ・ 渋谷 ・ 会員以外		
事業場名			
所在地			
業 種	(講師の事前準備の為ご記入下さい。)		
申込担当職 氏 名			
T E L		F A X	

『受講者事項欄』 (2名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用下さい。)

フリガナ		受講 *
受講者氏名		番号

注: 個人情報は、本講習の目的以外に利用することはありません。

開催場所: 大田区蒲田 5-13-26
(大田区役所前の赤レンガビル)

JR 蒲田駅 東口徒歩2分

* 駐車場はございませんので、
公共交通機関をご利用下さい。

本講座についての問い合わせは、
(一社) 大田労働基準協会
電話 3738-0118

